自然災害等に関しての対応について(台風時概要版)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。本校では、自然災害等が発生した場合の対応として、大田区が定めている「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン(大田区教育委員会)」に基づき実施しております。

大規模地震等の発生に伴う対応についての詳細は、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」をご確認ください。

【自宅待機・臨時休業になる場合】

- **午前6時**の時点で、大田区に、**暴風警報または特別警報**が**発令**されている場合は、**自宅待機**とします。
- ◎ 午前7時の時点で、大田区に、暴風警報または特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。
- **午前7時**の時点で、大田区に、**暴風警報または特別警報**が**解除**されている場合は、**平常通り**とします。
 - ※大雨警報は、該当しません。ご注意ください。

【学校留め置きになる場合】

- **下校時**、大田区に、**暴風警報または特別警報**が**発令**されている場合は、児童は **学校に留め置き**ます。
- 大田区の暴風警報または特別警報が解除されるまでは、児童を学校に留め置き、 解除後は、方面別の集団下校を行います。
- 午後6時以降に解除の場合は、保護者による引き取り下校を実施します。

【鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応】

台風接近等に伴い、鉄道各社が計画運休を実施する場合、児童の安全を最優先に考え、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づき、区内教職員への影響が最も大きい JR 京浜東北線の路線を判断基準の対象としています。

- (1)午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合
 - 午前 0 時までに、蒲田駅、大森駅を含む J R京浜東北線の計画運休が、翌 日の始発から午後 2 時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。
 - 上記以外の場合は、通常授業とする。
 - 当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。
- (2) 午前 0 時までに翌日の鉄道の計画運休が発表されない場合
 - 「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づく 対応とする。

【その他】

- 台風による自然災害の状況、鉄道の計画運休の状況に応じて、ガイドライン以 外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示が出されます。
- 臨時休業とならない場合でも、通学路の状況に危険があるなど、ご家庭の判断 で登校を見合わせる場合には、欠席にはなりませんので事情を学校にご連絡くだ さい。
- 臨時休業となった場合、その都度学校からのメール配信等の連絡はありません。 気象庁の発表に関しては、各ご家庭において、テレビ、ラジオ、インターネット 等でご確認いただき、ご判断ください。
- 「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」は、本校ホームページに掲載されています。